

中部運輸局自動車交通部

令和3年11月9日 14:00発表

連絡先：

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

藪田、平井 TEL 052-952-8038

愛知運輸支局 輸送・監査担当

久世、岡本 TEL 052-351-5313

乗合バス事業者に文書警告

中部運輸局は、下記事業者に対して一般監査を実施し、以下の警告を行いましたのでお知らせします。

記

1. 対象事業者及び営業所

事業者名：西尾交通 株式会社

住 所：愛知県西尾市平坂町坂下7番地

営 業 所：バス事業部営業所（愛知県西尾市平坂町坂下7番地）

2. 監査端緒

道路運送法違反の疑いがあったことから、当該事業者のバス事業部営業所に対し、監査を実施したものの。

3. 監査結果（法令違反内容及び違反条項）

監査の結果、以下の法令違反を確認。

- ①点呼の記録の記載事項が不適切であった。
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項）
- ②乗務等の記録の記載事項が不適切であった。
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項）
- ③運転基準図の記載事項が不適切であった。
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第27条第1項）
- ④乗務員台帳の記載事項等が不適切であった。
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項）
- ⑤輸送実績報告書を提出していなかった。
（道路運送法第94条第1項）
（旅客自動車運送事業等報告規則第2条）

4. 行政処分等の内容

処 分 日：令和3年11月9日

処分内容：文書警告